

令和5年8月1日(火)
北九州市発達障害者支援地域協議会

協議②

ワーキンググループの設置について
資料

北九州市発達障害者支援地域協議会における議論・取組みの経緯

R元・R2年度

本協議会を設置し、
 (R2・5回)
 (R元・3回)
 発達障害児者の支援について協議

R3年度

3つの部会を設置し、ライフステージを通じた支援について専門的、技術的な視点から検討

名称	検討課題
調査・骨格検討部会 構成員：10名 開催回数：6回	◇ 発達障害のある人の生活を支える「基本の手立て」を整理検討（例：生活環境の構造化、理解と表出のコミュニケーション支援等） ◇ 現状分析、実態調査の企画実施（「基本の手立て」の普及等）
第一部会（支援システム検討部会） 構成員：10名 開催回数：7回	◇ 幼児期から成人後までの重層的な支援システム、MSPA活用 ◇ 健診や治療、相談などの機会を活かした「特性の気付き・理解」 ◇ 当事者の生活を支える「基本の手立て」の継続支援
第二部会（強度行動障害支援検討部会） 構成員：9名 開催回数：8回	◇ 行動障害の予防から早期介入、集中支援、支援付き地域生活への移行まで一貫したシステム構築 ◇ 地域での「暮らしの場」、その人らしい「暮らし方」の支援

R4年度

本協議会にて部会の内容を共有し取組みを検討

「基本の手立て」を生活場面ごとにシート化し、養育者・支援者に活用してもらえるよう取組み開始
 （シート案を作成し、協議会で議論）

部会での検討内容を深化させて取組みにつなげる必要あり

シンポジウムを開催し、強度行動障害支援の取組みを参加者（養育者や支援者等）へ提示・共有

R5年度（案）

一貫した支援体制の構築等に向けた協議や取組みを進める

「基本の手立て」のシート化に向けた取組みを継続

WGを設置し、コーディネーター間の調整の仕組みづくりに関する具体的取組みなどを整理し提示
 →R6以降の取組みへ

個別事例の検討会を実施し課題を抽出
 障害者自立支援協議会とも協働しながら課題解決に取り組む

発達障害者支援地域協議会「ワーキンググループ」の設置について(案)

1 経緯

本市では令和元年9月に、当事者家族、多職種の支援者により構成される「北九州市発達障害者支援地域協議会(以下、協議会)」を設置し、地域支援体制の構築、ライフステージを通じた支援等に関し、協議を行っている。

令和3年度には、3つの部会を設置し、発達障害のある人の生活を支える「基本の手立て」の整理検討や活用の実態把握、乳幼児期から成人期までの重層的な支援システムの検討、強度行動障害支援に関する支援のあり方の検討を行った。

そして令和4年度には、協議会において、今後、市として、情報の共有や支援者であるコーディネーター間の調整について、一貫性を持った仕組みを作ることを目指すこととなった。

2 令和5年度の取組み

発達障害児者支援における効果的な情報共有の仕組みや支援者であるコーディネーター間の調整の仕組みについて、これまでの議論を含め、そのあり方(目指す姿)を検討するとともに、一貫性を持った支援体制を構築するための課題や具体的に取り組むべき事項の検討・整理・提示を行うため、協議会の下部組織としてワーキンググループを設置し、協議を進める。

3 ワーキンググループについて

(1)目的

発達障害児者支援における効果的な情報共有やコーディネーター間の調整について、これまでの議論を含め、そのあり方(目指す姿)の検討及び一貫性を持った支援につながる仕組みを作るための課題や具体的に取り組むべき事項の検討・整理・提示を行う。

(2)役割

「コーディネートに関するシステムづくり」「支援者(コーディネーター、事業者等)の資質の向上」という2つの視点から議論を行い、

- ① 情報共有やコーディネート間の調整の仕組みのあり方(目指す姿)を明確にする。
- ② 発達障害児者支援における情報共有やコーディネートの課題を整理する。
- ③ 課題を踏まえ、具体的に取り組むべき事項を検討・整理し、取組案の提示を行う。



発達障害児者支援におけるネットワークのあり方の明確化と

その実現に向けた取組みの提示

(3)メンバー

①当事者、家族 ②医療・福祉・教育分野の支援者 ③学識経験者 8名で構成

※ 別紙「発達障害者支援地域協議会「ワーキンググループ」構成メンバー(案)」

参照

(4)スケジュール

日程	内容
8月1日	発達障害者支援地域協議会において、ワーキンググループ設置を諮る
9月～1月	ワーキンググループにおける検討等 (※)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報共有やコーディネート間の調整の仕組みに関する、これまでの議論や課題等の共有 (R3 部会、R4 協議会での内容等) ● 情報共有やコーディネート間の調整のあり方(目指す姿)の議論・確認・共有
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの議論を踏まえた追加課題等の議論・確認・共有 ● 情報共有やコーディネート間の調整のあり方(目指す姿)の議論・確認・共有
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● あり方(目指す姿)をもとに、課題や取組むべき事項を項目ごとに整理 ● 項目ごとに整理した課題や取組案について議論
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 項目ごとに整理した課題や取組案について議論
1月	<ul style="list-style-type: none"> ● ワーキングでの議論の結果や、課題・取組案の確認・まとめ
3月	発達障害者支援地域協議会で報告

※ 2回目以降、課題や取組案について、事前にワークシートへの記入をお願いし、その内容をもとに議論・整理等を行う。

別紙

発達障害者支援地域協議会「ワーキンググループ」構成メンバー(案)

	構成要素	構成メンバー(案)
1	学識経験者	西南学院大学准教授 倉光先生
2	当事者	
3	家族	
4	相談機関(医療)	総合療育センター
5	相談機関(発達障害支援)	発達障害者支援センターつばさ
6	相談機関(障害支援)	障害者基幹相談支援センター
7	相談機関(特別支援教育)	特別支援教育相談センター
8	相談機関(教育)	学校関係者(スクールソーシャルワーカー)

北九州市発達障害者支援地域協議会実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年）の第19条の2の規定に基づいて開催する、北九州市発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定める。

（協議内容）

第2条 協議会は、発達障害のある人が乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた「切れ目ない」支援のもと、自分らしさを大切にしながら安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう次の事項について協議する。

- （1）地域支援体制の構築に関する事
- （2）ライフステージを通じた支援に関する事
- （3）その他発達障害のある人への支援に関する事

（構成員）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1）学識経験者
- （2）医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）教育関係者
- （5）当事者団体
- （6）上記の他、発達障害のある人の地域生活を支援するうえで必要と認められる者

（座長・副座長）

第4条 協議会に座長・副座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

以下、下線部分を追記
（文言の削除はなし）

（部会等）

第5条 特定の課題検討や調査研究を目的として、部会等を設置することができる。

- 2 部会等に、部会長又はこれと同等の職（以下「部会長等」という。）及び副部会長又はこれと同等の職（以下「副部会長等」という。）を置き、所属する部会等構成員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長等は、属する部会等を代表する。
- 4 部会長等に事故があるときは、副部会長等がその職務を代行する。
- 5 部会等は部会長等が招集する。
- 6 部会長等は、座長となり、議事を進行する。

7 必要に応じて、各部会長等による調整会議を実施する。

(事務局)

第6条 協議会及び部会等を円滑に開催するために保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課に事務局を設置する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の開催について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年〇月〇日から施行する。